



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

内部事務総合システム運用支援及び保守業務委託一式

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 5の(3)により一般競争入札参加資格確認申請を行い、当該入札の参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県経営戦略局人事活性化チーム職員サポートセンター準備室

電話 026(232)0111 内線 5393

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成16年3月16日(火) 午後1時30分

(2) 場所 長野県庁西庁舎402号会議室

5 入札手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

ア 課 名 長野県経営戦略局人事活性化チーム職員サポートセンター準備室

イ 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を下記により提出し（郵送による場合を含む。）、一般競争入札参加資格確認申請を行ってください。

ア 受付期間

平成16年3月16日から平成16年3月22日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県経営戦略局人事活性化チーム職員サポートセンター準備室

(4) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年3月23日(火) 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県経営戦略局人事活性化チーム職員サポートセンター準備室

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月24日(水) 午前10時

ただし、本契約に係る予算の議決が3月24日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日）の午前10時とします。

イ 場所 長野県庁西庁舎302号会議室

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(9) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(10) 契約書作成の要否

必要とします。

6 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

人事活性化チーム職員サポートセンター準備室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入等をする物品等及び数量
電子複写機11台(附属機器及び消耗品を含みます。)
- (2) 物品等の特質
入札説明書によります。
- (3) 借入等の期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 納入場所
長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野合同庁舎(詳細は、入札説明書によります。)
- (5) 入札方法
複写1回当たり及び用紙1枚当たり等の単価について行います(詳細は、入札説明書によります。)
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「販売」及び「その他」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付及び交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵便料を添えて申請してください。

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野地方事務所総務課

電話 026(234)9500

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月24日 午後3時

イ 場所 長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野合同庁舎別館大会議室

ただし、本契約に係る予算の議決が3月24日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午後3時とします。

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月16日(火)午後5時までに提出してください。この場合において開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

管 財 課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年2月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 武道教育推進連盟

3 代表者の氏名

鈴木 美智男

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡御代田町大字御代田2714番地69

5 定款に記載された目的

この法人は、幼年から小・中・高・社会人に対して日本古来の武道並びに武道全般の指導普及に関する事業を行い、各会派、各流派、各支部間の交流・協力や生徒の技術向上、地域安全活動、ボランティア活動等の推進を通して青少年の健全育成に資すると共に、武道に関連する運動理論等を通じて健康法・民間療法の普及・増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年2月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 和楽会

3 代表者の氏名

西牧紀子

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡山形村3503番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び一般社会になじめない人等に対する日常生活を応援する事業及び勉強等の指導を必要とする児童に対する日常生活の手助けをする事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年2月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 新技術振興会

3 代表者の氏名

山岸恒夫

4 主たる事務所の所在地

中野市大字中野1887番地の34

5 定款に記載された目的

この法人は、北信州地域に在住する市民に対して、情報技術の普及と活用に関する事業を行い、情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー松本寿店

松本市寿中1-1633ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年10月24日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,488平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 232台
 (2) 駐輪場の収容台数 118台
 (3) 荷さばき施設の面積 108平方メートル
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量 35立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時から午後8時45分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 8か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時30分から午後7時30分まで

8 届出年月日

平成16年2月23日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成16年3月8日から平成16年7月8日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 南長野店

長野市稲里町中央4-8-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①-1	午前8時から 午後10時30分まで	24時間
①-2		
①-3	午前8時から 午後9時まで	変更前と同じ

4 変更する年月日

平成16年4月5日

5 届出年月日

平成16年2月24日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成16年3月8日から平成16年7月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 長野北店

長野市檀田土地区画整理地内41-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後10時30分まで	24時間
2		午前6時から 午後9時まで

4 変更する年月日

平成16年4月2日

5 届出年月日

平成16年2月26日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成16年3月8日から平成16年7月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日

付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)中越屋

上田市中央3-8-3

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)中越屋

上田市中央3-8-3

3 廃止前の店舗面積の合計

1,416平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止する日

平成16年1月1日

産業振興課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可しました。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

1 土地区画整理事業の名称

駒ヶ根市東町土地区画整理事業

2 施行者の名称

木下章

窪田好宏

窪田雅則

中島福三

3 事業施行期間

平成15年3月6日から平成16年9月30日まで

4 施行地区

駒ヶ根市東町の一部

5 事務所の所在地

駒ヶ根市東町7番27号 木下章宅内

6 施行認可の年月日

平成15年2月27日

7 変更認可の年月日

平成16年3月1日

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

波田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

波田都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県松本建設事務所及び波田町役場

4 縦覧期間

自 平成16年3月9日

至 平成16年3月22日

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

明科都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

明科都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県松本建設事務所及び明科町役場

4 縦覧期間

自 平成16年3月9日

至 平成16年3月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
穂高都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
穂高都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県豊科建設事務所及び穂高町役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年3月9日
至 平成16年3月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
堀金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
堀金都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県豊科建設事務所及び堀金村役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年3月9日
至 平成16年3月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
三郷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
三郷都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県豊科建設事務所及び三郷村役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年3月9日
至 平成16年3月22日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
梓川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
梓川都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画課、長野県豊科建設事務所及び梓川村役場
- 4 縦覧期間
自 平成16年3月9日
至 平成16年3月22日

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻 正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務及び役務の特質
県営住宅上新井団地エレベーター保守点検業務
 - (2) 履行期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
 - (3) 履行場所
下伊那郡松川町元大島1389-1
県営住宅上新井団地
 - (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっ

ては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
 - (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
 - (6) 過去に4階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務委託を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2-678
長野県下伊那地方事務所建築課
電話 0265(23)1111 内線 2112

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年3月24日 午後2時
ただし、本契約に係る予算の議決が3月24日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午後2時とします。
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 302号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けない。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月17日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
 - (2) 詳細は入札説明書及び仕様書によります。

住 宅 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻 正

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務及び役務の特質
県営住宅城下団地エレベーター保守点検業務
- (2) 履行期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (3) 履行場所
飯田市水の手町3000
県営住宅城下団地
- (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 過去に7階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務委託を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
飯田市追手町2-678
長野県下伊那地方事務所建築課
電話 0265(23)1111 内線 2112
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年3月24日 午後3時
ただし、本契約に係る予算の議決が3月24日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午後3時とします。
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 302号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月17日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県東京事務所長 竹松政博

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品及び数量

電子複写機2台

- (2) 物品の特質

入札説明書によります。

- (3) 借入の期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

- (4) 借入場所

長野県東京事務所

- (5) 入札方法

複写1回当たりの単価(単位は円とします。ただし、円未満を含むときは、小数点以下第2位までとします。)について行います(詳細は、入札説明書によります。)。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階

長野県東京事務所

電話 03(5212)9055

4 入札手続等

- (1) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)

ア 日時 平成16年3月24日 午後5時

イ 場所 東京都千代田区平河町2-6-3

都道府県会館12階(郵便番号 102-0093)

長野県東京事務所

- (2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月25日 午前10時

イ 場所 長野県東京事務所会議室

- (3) 入札保証金